

三次市立保育所規模適正化推進計画（前期）

1 はじめに

（1）計画の目的

この三次市立保育所規模適正化推進計画（前期）は、平成25年2月に策定した「三次市立保育所規模適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）の規模適正化基準に基づき、平成27年度までの前期3年間の具体的な推進計画を策定し保育環境の充実を図ることを目的とします。

（2）計画の期間

本計画の期間は、基本方針にも定めたとおり、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

ただし、平成27年度から新たに始まる「子ども・子育て支援新制度」との整合性を図る観点から、当面、平成27年度までの3年間の計画策定とし、必要がある場合は見直しを行うものとします。

2 就学前児童の人口推計

本市の就学前児童（0歳～5歳）の人口推計は減少が見込まれています。

（単位：人）

| 児童年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 平成20年4月 | 468 | 502 | 472 | 488 | 521 | 503 | 2,954 |
| 平成21年4月 | 482 | 476 | 497 | 469 | 494 | 515 | 2,933 |
| 平成22年4月 | 447 | 494 | 470 | 488 | 460 | 490 | 2,849 |
| 平成23年4月 | 445 | 459 | 489 | 474 | 485 | 449 | 2,801 |
| 平成24年4月 | 450 | 452 | 460 | 500 | 466 | 478 | 2,806 |
| 平成25年4月 | 447 | 454 | 452 | 447 | 501 | 451 | 2,752 |
| 推計 | 平成26年 | 435 | 447 | 454 | 452 | 447 | 2,736 |
| | 平成27年 | 433 | 435 | 447 | 454 | 452 | 2,668 |

3 公立保育所の規模適正化

(1) 規模適正化の必要性

上記人口推計でも見られるように、就学前児童数は減少傾向にあります。子どもの発達過程において、3歳以上の保育について、集団保育が望まれますが、一部地域においては入所児童数が著しく減少し、年齢別クラスによる集団保育が実施できない状況にあります。

また、保育士の確保が有限である中、保育士と子どもの関わりの度合いを全体的に最適なものにしていく観点から、保育士一人当りの児童数を平準化していくことが求められています。

(2) 規模適正化基準

基本方針において、規模適正化の基準を以下のとおり定めました。

○入所児童数は、一クラスあたり10人以上。
※ただし、段階的に進める観点から第一段階として『保育所全体の入所児童数がおおむね20人以上かつ、今後2年以上おおむね20人以上の保育需要が見込める場合』を基準とします。

また、今後の保育所配置計画にあたっては、学校規模適正化計画による小学校区の再編に合わせた保育所配置や整備が必要です。

(3) 適正化推進計画

規模適正化基準に照らし、①保育所全体の入所児童数おおむね20人未満、②今後2年以上おおむね20人未満、③今後小学校区の再編予定の地区、の3つにそれぞれ該当する保育所は以下のとおりです。

① 入所児童数がおおむね20人未満の保育所 (平成25年6月1日現在)

| 保育所名 | 入所児童数(人) | | | | 全体 | 備考 |
|-------|----------|----|----|----|----|--------------|
| | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 | | |
| 田幸保育所 | 9 | 6 | 2 | 17 | 17 | 満3歳～ |
| 河内保育所 | 4 | 9 | 2 | 15 | 15 | 〃 |
| 川西保育所 | 4 | 6 | 4 | 14 | 14 | 〃(H26～未満児保育) |
| 安田保育所 | 1 | 2 | 3 | 6 | 10 | 満11ヶ月～ |

| | | | | | | |
|-------|---|---|---|----|----|------|
| 八幡保育所 | 1 | 6 | 3 | 10 | 12 | 〃 |
| 敷地保育所 | 3 | 4 | 2 | 9 | 16 | 〃 |
| 仁賀保育所 | 3 | 0 | 1 | 4 | 5 | 満2歳～ |

※全体数は、備考欄に記載の入所可能年齢での入所児童数です。

○上記7保育所について、おおむね20人以上の保育需要が見込めない保育所です。

特に、安田保育所、敷地保育所、仁賀保育所の3所については、3歳から5歳までの児童数が10人未満であるため、今後の入所児童数の推移を注視する必要があります。

② 今後2年以上おおむね20人未満の保育所（推計）

| 保育所名 | 入所児童数（人） | | | | 全体 | 備考 |
|-------|----------|----|----|----|----|--------------|
| | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 | | |
| 田幸保育所 | 15 | 9 | 6 | 30 | 30 | 満3歳～ |
| | 4 | 15 | 9 | 28 | 28 | |
| 河内保育所 | 5 | 4 | 9 | 18 | 18 | 〃 |
| | 5 | 5 | 4 | 14 | 14 | |
| 川西保育所 | 6 | 4 | 6 | 16 | 22 | 〃（H26～未満児保育） |
| | 3 | 6 | 4 | 13 | 21 | |
| 安田保育所 | 5 | 1 | 2 | 8 | 8 | 満11ヶ月～ |
| | 0 | 5 | 1 | 6 | 7 | |
| 八幡保育所 | 2 | 1 | 6 | 9 | 15 | 〃 |
| | 3 | 2 | 1 | 6 | 12 | |
| 敷地保育所 | 4 | 3 | 4 | 11 | 18 | 〃 |
| | 3 | 4 | 3 | 10 | 17 | |
| 仁賀保育所 | 2 | 3 | 0 | 5 | 6 | 満2歳～ |
| | 1 | 2 | 3 | 6 | 8 | |

※上段が平成26年度、下段が平成27年度児童数です。

※入所児童数（推計）の数値は、地区内の最大出生数を入所児童数として見込んでいます。

※全体の児童数（推計）については、平成26年度、平成27年度とも2歳以下の児童数を出生予測し、全体児童数を算出しました。

○おおむね20人以上の保育需要が見込めない7所について、平成25年度以降の2年間の入所見込み児童数の推計が上記の表のとおりです。

○そのうち、安田保育所、八幡保育所、仁賀保育所の3所は、3歳から5歳までの入所見込み児童数が今後2年間とも、10人未満であると推測されます。

③ 現状の小学校区と今後の再編予定

<現 状>

H25.6.1 現在

| 保育所名 | 小学校区 | 想定される保育所対象地区 | 地区人口 | 世帯数 |
|-------|-------|----------------------------------|-------|-----|
| 田幸保育所 | 田幸小学校 | 糸井町，大田幸町，小田幸町，木乗町，志幸町，塩町 | 1,524 | 579 |
| 河内保育所 | 河内小学校 | 東河内町，西河内町，小文町，山家町（郷川，青葉会を除く），穴笠町 | 1,031 | 487 |
| 川西保育所 | 川西小学校 | 有原町，三若町（芋面を除く），石原町，海渡町，上田町 | 1,214 | 487 |
| 安田保育所 | 安田小学校 | 吉舎町安田，上安田，知和 | 600 | 241 |
| 八幡保育所 | 八幡小学校 | 吉舎町丸田，清綱（イ組を除く），桧，吉舎川之内，八幡 | 845 | 367 |
| 敷地保育所 | 吉舎小学校 | 吉舎町敷地，矢井 | 846 | 351 |
| 仁賀保育所 | 仁賀小学校 | 三良坂町仁賀，光清 | 499 | 189 |

○三良坂地区は平成27年度から小中一貫教育（灰塚小，仁賀小，三良坂小が統合して三良坂小へ）の計画が打ち出されています。

○敷地保育所は，小学校区が吉舎小学校区域に包括されるため，小学校区と保育所が等しい関係にはありません。

①保育所全体の入所児童数おおむね20人未満，②今後2年以上おおむね20人未満，③今後小学校区の再編予定の地区の3項目について，各保育所を検討した結果，3項目ともすべてに該当する仁賀保育所について，平成26年度までの2年間の前期計画において具体的な推進計画を策定します。

(4) 適正化対象保育所（前期2ヶ年の計画）

＜平成27年4月1日までの間＞

| 対象保育所 | 措置 | 統合先 | 理由 |
|----------------------------|----|-------------------------------|---|
| 仁賀保育所 定員 30 人 実員 5 人 | 統合 | 三良坂保育所 定員 120 人 実員 90 人 | <p>①保育所全体の入所児童数おおむね20人未満である。(平成25年度4人)</p> <p>②今後2年以上おおむね20人未満である。(平成26年度5人, 平成27年度6人)</p> <p>③今後小学校区の再編予定の地区である。(平成27年4月から小中一貫教育が実施予定であり, 小学校校舎建築も今年度から実施予定。)</p> <p>※上記3項目を勘案し, 特に平成27年度から小中一貫で小学校が統合されることを考慮すれば, 平成27年4月1日までの間で, 保護者や地域の理解が得られた時点で三良坂保育所と統合する。</p> |

(5) 適正化にあたっての配慮すべき事項

- 近隣に代替となる保育所があり, 児童の受け入れが可能である。
- 代替先保育所への通所条件や代替先保育所の保育サービスの状況によって大きな支障が生じる場合, 乳幼児の健全な保育や保護者のニーズに留意し, 代替先保育所の保育サービスの拡充など, 市としての対応を図る。
- 休廃止の実施に際しては, 保護者や地域の理解を得るためあらかじめ十分な期間を設け, 説明会などにより必要な情報提供を図りながら, 不安を払拭する。

基本方針のなかでも明記しているとおり, 規模適正化の実施にあたっては上記事項を十分配慮して進めます。

4 施設改修計画

<現況>

H25.6.1 現在

| 保育所名 | 建築年度 | 築年数 | 延面積 | 構造 | 備考 |
|--------|-------|-----|------------------------|------|-----------------------|
| 神杉保育所 | S46.3 | 42 | 360.8 m ² | 木造平屋 | 新耐震基準以前の建築 |
| 三良坂保育所 | S50.4 | 38 | 1,199.9 m ² | 〃 | |
| 仁賀保育所 | S54.3 | 34 | 155.6 m ² | 〃 | |
| 布野保育所 | S61.4 | 27 | 542.0 m ² | 〃 | S56.6.1 施行の新耐震基準以降の建築 |
| みわ保育所 | H4.3 | 21 | 1,125.7 m ² | 〃 | |
| 敷地保育所 | H7.3 | 18 | 306.5 m ² | 〃 | |
| 君田保育所 | H8.2 | 17 | 704.0 m ² | 〃 | |
| 安田保育所 | H9.2 | 16 | 338.7 m ² | 〃 | |
| さくぎ保育所 | H9.3 | 16 | 932.5 m ² | 〃 | |
| 吉舎保育所 | H11.2 | 14 | 698.0 m ² | 〃 | |
| 八幡保育所 | H13.2 | 12 | 299.8 m ² | 〃 | |

○木造以外の耐震補強工事は、平成25年度の栗屋保育所改修工事で完了します。

○木造施設については、上記表のとおり、昭和56年6月1日施行の新耐震基準以前の施設が神杉保育所、三良坂保育所、仁賀保育所の3所あります。今回は、この3所の具体的な整備手法について検討します。なお、他の施設についても、危険度や緊急度に応じて修繕等の施設整備を行います。

<修繕計画>

| 保育所名 | 改修計画 | 改修予定時期 |
|-------|---|--------------------|
| 神杉保育所 | 当面は耐震検討を行い、補強の可否や方法論等を検討します。 地区による地区の将来像の具体化を含め、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の対応や改修手法の検討を今後行います。 | 平成26年度から耐震検討を行います。 |

| | | |
|--------|---|-----------------------------|
| 三良坂保育所 | 当面，現状施設での保育を実施します。 なお，小中一貫教育のスタートにより，学校教育施設の空き施設が生じるため，それらの有効利用を含めた施設改修等の検討を平成26年度までに行います。 | 検討結果を踏まえて平成27年度から施設改修を行います。 |
|--------|---|-----------------------------|

5 3歳未満児保育及び自園給食

(1) 3歳未満児保育について

3歳未満児保育の施設整備は，平成24年度川地保育所，平成25年度川西保育所までを当面の整備予定とし，今後の入所動向等を検証する中で，必要があれば後期計画（平成28年度～平成29年度）で検討します。

< 3歳未満児保育未実施箇所 >

| 保育所名 | 整備時期等 | 考え方 |
|-------|--------|--|
| 川西保育所 | 平成25年度 | 当初予算措置済 |
| 神杉保育所 | 未定 | 3歳未満児保育のための施設整備だけではなく，抜本的な施設整備も必要なことから，全体の施設改修に併せて検討します。 |
| 河内保育所 | | 今後の入所動向等検証する中で必要があれば後期計画の中で検討します。 |
| 田幸保育所 | | |

(2) 自園給食について

< 自園給食未実施施設 >

| 保育所名 | 整備時期等 | 考え方 |
|--------|--------|--|
| 三良坂保育所 | 平成27年度 | 小中一貫教育がスタートする平成27年度に空き教育施設の有効活用のための施設整備に併せて自園給食設備を整備します。 |
| 仁賀保育所 | 実施しない | 平成27年4月1日までの間で三良坂保育所に統合するため。 |